

鳥取縣公報

昭和二十二年五月十六日
第一千八百九十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

告示

◇鳥取縣告示第九十三號

昭和二十二年四月一日より左記の通り學校名を變更した。

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

舊 校 名	新 校 名
八頭郡賀茂小學校	八頭郡育英小學校
岩美郡宇倍野第一小學校	岩美郡宮ノ下小學校
岩美郡宇倍野第二小學校	岩美郡谷小學校

◇鳥取縣告示第九十四號

農林水産業調査指導員である資源調査員を次のように任免した。

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第九十五號

農林水産業調査員である資源調査員を次のように任免した

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者	解任者	職務執行の區域	任免年月日
矢田庸雄	遠藤、寛	西伯郡大山村	昭和二十二年三月二十四日
新 任 者	解 任 者	職 務 執 行 の 區 域	任 免 年 月 日
徳田 正市	濱崎 鹿藏	氣高郡青谷町	昭和二十二年五月十日
山崎 庄藏	花原 幸次	同	同
玉川 盛治	木下 甚一	同	同
磯井 義信	富代 米藏	同	同
細川 瀧藏	松下 勇	同	同
田中 貞藏	徳安 信之	同	同

00993

細田 備 細田 清 西伯郡上長田村 同
 遠藤 薫 遠藤 時雄 同
 濱田 忠 古徳ミイ子 西伯郡外江村 昭和二十二年一月二十八日
 種朝 貞 三好 眞治 西伯郡天津村 昭和二十二年四月一日

昭和二十二年五月十六日より
 昭和二十二年五月二十日まで

選挙告示

鳥取縣告示第九十六號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣東伯郡山守村會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を知事に對し求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選挙管理委員会告示第八十六號

昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基く選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入の精算の届出があつた要旨は次の通りである。

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

選挙運動の費用

選挙の期日經過後(精算)分

鳥取縣選挙區(參議院地方選出議員選挙)

候補者の氏名	届出支出責任者の氏名	期	間	収入金額	支出金額	金銭以外の支出
田中 信義	森中 豊治	自三月二十日	至五月四日	二一、〇五六圓六〇	二一、〇五六圓六〇	一
山本 鐵太郎	米田 稔	自三月二十一日	至五月一日	二四、〇〇〇、〇〇	二一、八一三、三五	一
門田 定藏	竹本 節	自三月二十三日	至五月四日	一七、〇三六、六〇	一七、〇三六、六〇	一

00994

何人もこの選挙管理委員会に對してこの告示の詳細な届出書の閱覽を請求することができる。

選挙管理委員会告示第八十七號

昭和二十二年内務省令第二號第十條の規定に基く選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入の精算の届出があつたその要旨は次の通りである。

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

選挙運動の費用

選挙期日經過後の分(精算の届出)

鳥取縣選挙區(衆議院議員選挙)

候補者の氏名	届出支出責任者の氏名	期	間	収入金額	支出金額	金銭以外の支出
梶川 靜雄	河瀬 外左	三月三十日	五月一日	一一、七二八、三〇	一一、七二八、三〇	一
松田 昌造	山本繁喜代	三月三十日	五月九日	三〇、四六四、七〇	二〇、三四五、七〇	一一九、〇〇
門脇勝太郎	廣瀬 正勝	三月三十日	五月五日	三八、六九〇、五九	三八、六九〇、五九	一
庄司 彦男	石川 茂雄	三月十五日	五月九日	四〇、一一一、〇〇	三六、六六三、九五	一
稻田 直道	安田 重雄	三月三十一日	五月一日	二六、一〇〇、〇〇	二二、二四三、五〇	一
池上 五郎	井上 浩一	三月二十五日	五月一日	三五、〇〇〇、〇〇	三二、四〇四、三四	一
米原 昶	松岡 恒治	四月三日	五月二日	四二、〇〇〇、〇〇	四〇、二九八、一八	一
湯原 彦三	岩崎久四郎	三月三十日	四月二十五日	三一、〇九七、二四	三〇、八三五、〇四	一

00995

藤井 豊吉 西谷 正 三月三十日 五月二日 四一、〇〇〇、〇〇 三八、一四八、三〇〇
 堀江 實藏 堀江 純次 四月六日 五月六日 三六、五〇七、〇〇 三六、五〇七、〇〇
 田中 たつ 甲田楢之助 四月十日 五月一日 二八、一八一、四〇 二八、一八一、四〇

何人もこの選挙管理委員会に對してこの告示の詳細な届出書の閲覧を請求することができる。

彙報

官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に関する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十二年三月二十五日以降本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發日本政府宛

覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物沒收の件

(昭和二十二年四月二十五日付官報参照)

行旅死亡人周知方について

(心當の向は直接取扱市町村長宛照會された)

其の一

本籍地 福岡縣勢倉郡秋月町秋月

金子 七太郎 三十五才

右の者數年前より各方面(福岡縣粕屋郡佐賀方面)の炭坑に稼ぎ居りたるも何處も永續せせず最近は成す事もなく轉々としてのもなく迷ひ二、三日前より市内を浮浪し居たりし模様にて去る一月十五日市内西の濱、濱本浦十郎宅前に行倒れし居る旨通知に接しましたので直に當市役所行旅病人收容所に收容し片田江醫師の診斷を受けました處空腹のため行倒せし由外に病氣とはなき由なるも非常に衰弱し居るため種々手當を施したるも一月二十三日午前二時心臓麻痺を起し遂に死亡致しましたので本

00996

籍地に身柄引取方照會致しますと共に一應市内無縁墓地(元旗町松雲寺境内)に假埋葬致しましたので報告致します。

人相其他

身長 五尺二寸 色黒 容貌普通 前上齒二三本脱す
着衣 破れたる縞の袴、ネルノシャツ、羅沙の上衣、

素足

所持品 何物も有せず

其の二

本籍地 不明

住所 不明

姓名 不明

男子 推定年令三十才位

右昭和二十二年一月二十三日午前七時二十分頃唐津市佐志字濱町四、〇七八番地先海岸に漂着死体發見届出に依り現地にて臨檢せしも死体は既に腐爛して住所氏名全く不明に付濱町町内會長並に各隣保班長を糾合して死体處理の上一應橋本共同墓地に假埋葬致しましたので報告

致します。

人相其他死体狀況

一、死後一ヶ月經過と推定全身殆んど腐爛して人相年令等不詳

二、身長 五尺一寸位 上顎齒齒金環二本

三、着衣 ネルシャツ、ジャケット袖ナシ、黒ジャン

パ、ゴム合羽

四、所持品 煙草ケース(六本入) 白軍手

其の三

一、取扱市町村 宮城縣宮城郡多賀城村

二、本籍、住所、氏名、年令不詳 四十才位の男

四、人相 頭髮三分刈 顔面普通 門齒二枚欠損

身長五尺二寸位

五、着衣 コットンシャツ 紫色毛糸チョッキ、夏軍

衣背印〇西襟に岡本組の染抜印紺天 コツ

トシズボン 大部分修理しある「ズボン」

夏軍袴 十一文位の短赤革靴

六、所持品 風呂敷二枚 一枚茶と緑の縞水綿ものにて

井頭鶴次商店の染抜 一枚薄青色木綿もの
 にしてライオン齒磨本舗染抜
 右之者昭和二十二年二月二日午前七時三十分陸前山下驛
 東方一軒七〇〇米の線路上にて轢死せるを發見警察検屍
 の上假埋葬せり

其の四

- 一、取扱市町村 熊本縣天草郡栖本村長
- 二、氏名 年令 住所 不詳
七十歳位の男
- 三、人相 腐敗し判明せずも上前右前齒一本あり
- 四、所持品 金錢又は遺留品なし 黒オーバー一枚
- 五、變死の年月日時

死後約二週間位經過せるものと推定

(三月十二日頃)

昭和二十二年五月十六日印刷
昭和二十二年五月十六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取